

企業協賛金制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都水道局（以下「水道局」という。）が管理する水道水源林の保全（以下「水源の森づくり」という。）の趣旨に賛同する企業及び団体等（以下「企業等」という。）が、水源の森づくりを協賛する際に必要な事項を定めるものとする。

(協賛)

第2条 この要綱において、協賛とは、企業等が水道局に対して、第8条に定めるPRを行うための対価として費用（以下「協賛金」という。）を支払うことをいう。

(募集期間)

第3条 募集期間は、通年とする。

(協賛の申込等)

第4条 協賛を申し込む企業等（以下「申込者」という。）は、水道局に対して、企業協賛金制度申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）を提出する。

2 水道局は、申込書の提出があった場合であって、第10条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、申込者に対し企業協賛金制度申込受理書（別記様式第2号。以下「申込受理書」という。）により通知する。

(協賛金の支払等)

第5条 第2条に規定する協賛を行おうとする企業等は、前条第2項の規定による通知を受けた場合、申込受理書とともに送付される納入通知書により、水道局に協賛金を納付する。

2 協賛金は、一口当たり10万円とし、企業等の希望に応じた口数を納付できるものとする。

3 領収書は、同条第1項に定める納入通知書と兼ねている領収証書をもって代える。

4 水道局は、納入通知書に記載した納付期限までに協賛金の納付が確認できない場合は、第4条第2項の規定による申込受理を取り消す。

(協賛企業の決定)

第6条 水道局は、前条第1項の規定による企業等からの協賛金の納付を確認後、企業等を協賛企業として決定し、企業協賛金制度協賛企業決定通知書（別記様式第3号。以下「協賛企業決定通知書」という。）により通知する。

(協賛期間)

第7条 協賛期間は、協賛企業が協賛金を納付し、水道局が協賛企業決定通知書を発行した日の属する月の翌月の初日から1年間とする。

(協賛企業の PR)

第 8 条 水道局は、協賛企業が本取組に協賛していることを水道局の電子広報媒体（ホームページ、Twitter 等）、PR 施設（奥多摩水と緑のふれあい館、東京都水の科学館及び東京都水道歴史館）の電子看板を活用して広報する。ただし、広報を行う場合は、内容等についてあらかじめ協賛企業と調整する。

2 水道局が広報する期間は、協賛期間中とする。

3 協賛企業は、協賛期間中、自らの広報媒体等を活用して、本取組の協賛企業であることを広報することができる。ただし、広報を行う場合は、その内容及び方法についてあらかじめ水道局と調整する。

(協賛金の使途)

第 9 条 水道局は、協賛金を水道水源林の保全育成等に使用する。

なお、保全育成等により生じる二酸化炭素の排出削減・吸収効果に係る権利は、水道局に属する。

(企業等の募集等)

第 10 条 水道局は、募集要項を定め、企業等を募集する。ただし、申込者が次の各号に該当する場合は、申込者と認めないものとし、申込者に対しその旨通知する。

(1) 特定の政治、思想、宗教等に関する活動を目的とする者又は水源の森づくりを特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのある者

(2) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）であると認められる者

(3) 法令又は公序良俗に反する行為を行い、その行為に対する措置が終了していない者

(4) その他水道局長が不相当と判断する者

2 水道局は、協賛企業が、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛企業に対し、企業協賛金制度協賛企業取消通知書（別記様式第 4 号）により通知する。

3 協賛企業から、協賛の終了の申出があった場合及び前項の規定により協賛を取り消した場合においては、原則として、協賛金を返金しない。

(その他)

第 11 条 協賛企業は、別途水道局が実施する「東京水道～企業の森（ネーミングライツ）」に優先的に応募することができる。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 10 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 8 月 29 日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年5月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月4日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月7日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年5月21日から施行する。

付属

この要綱は、令和4年6月28日から施行する。

付属

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記

様式第1号

企業協賛金制度申込書

年 月 日

東京都水道局長 様

住所又は所在地
名 称
代表者（役職・氏名）

企業協賛金制度に下記のとおり協賛を申し込みます。

記

1 協賛金額

金額	金	円（	口）
----	---	----	----

2 連絡先

担当者		所属・役職	
電話		ファクシミリ	
メール			

別記

様式第2号

文書番号

年 月 日

企業協賛金制度申込受理書

〇〇〇〇〇〇 様

東京都水道局長

〇〇 〇〇

〇年〇月〇日にお申込みいただきました「企業協賛金制度」について、申込を受理しました。
つきましては、同封の請求通知のとおり、協賛金を期限までに納入いただきますようお願いします。
なお、期限までに納入が確認できない場合は、申込受理を取り消します。

お問合せ先 東京都水道局 担当 電話番号 メール

別記

様式第3号

文書番号

年 月 日

企業協賛金制度協賛企業決定通知書

〇〇〇〇〇〇 様

東京都水道局長

〇〇 〇〇

〇年〇月〇日にお申込みいただきました「企業協賛金制度」について、貴社を協賛企業として決定しましたので、下記のとおり通知します。

記

- 協賛企業名 〇〇〇
- 協賛期間 〇年〇月〇日 から 〇年〇月〇日 まで

お問合せ先 東京都水道局 担当 電話番号

別記

様式第4号

文書番号

年 月 日

企業協賛金制度協賛企業取消通知書

〇〇〇〇〇〇 様

東京都水道局長

〇〇 〇〇

貴社は、〇年〇月〇日付で当局の協賛企業となりましたが、下記の事由に基づき〇年〇月〇日付けで協賛企業から取り消すこととしましたので通知します。

記

- 1 取消事由
- 2 取消を判断した基準
- 3 その他

お問合せ先 東京都水道局 担当 電話番号
